

令和8年度 桑名市生産性向上補助金 Q & A

20250414

【補助金の目的、申込要件に関すること】

Q1 この補助金は、どのような制度ですか？

A1 原油・ガス・電気等のエネルギー価格や原材料費の高騰、急速に進むデジタル化やグリーン化、人手不足対策など、企業活動に様々な影響を及ぼしています。このため、桑名市内の事業者等による光熱費削減や顧客サービス向上、働く人のウェルビーイング促進等に資する設備投資導入の一部を、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、桑名市からの補助を受けて桑名商工会議所が予算の範囲内において補助し、付加価値の向上、競争力を維持・強化することで持続的な事業所経営を支援することを目的とします。

Q2 この補助金の対象となる 桑名市内に本社のある事業者等とは、何を指していますか？

A2 以下のいずれかに該当する者を指します。

事業者等とは、以下に該当する者を言います。

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等

| 業種 | 以下のいずれかを満たすこと | |
|-------------------------------|---------------|-----------|
| | 資本金 | 常時使用する従業員 |
| ①製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

※上記の業種の事業者で資本金等の規模を超えていても、桑名市内に本社のある事業者は対象となります。

(2) 次のいずれかに該当する者

| | |
|--------------------------------|--|
| 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～8号に規定する組合等 | 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの |
| 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人 | 政令で定めるもの |
| 右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人（注） | ①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定する34事業）を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと ③常時使用する従業員が300人以下であること |

※申請に当たっては市税を滞納していないことも条件ですのでご注意ください。申請の際には市税完納証明書の写しが必要です。

※桑名市内に本社のある事業者とは商業・法人登記簿・登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所のことをいいます。

※大企業の子会社は、資本金または出資金が5億円以上の法人に、直接または間接に100%の株式を保有されていない（法人のみ）場合は、補助対象となります。

（注）法人税法施行令第5条第2項第2号に基づき収益事業から除外されているため確定申告書を作成してない事業所は、申告書の（写）の添付は不要です。

Q 3 この補助金を利用できないのは、どのような法人ですか？

A 3 中小企業基本法上の中小企業者に該当しない、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）は、この補助金の対象となりません。（農業法人は対象となります。）

Q 4 桑名市に事業所(店舗・事務所店舗・事務所)はありますが、法人の本社所在地（個人事業代表者の住所）が桑名市外です。この補助金の申請は可能ですか？

A 4 法人事業者は申請不可ですが、個人事業者は申請可能です。
ただし、補助対象事業を実施する桑名市内の店舗、事業所や工場等で事業を営んでいることが確認できる書類が必要となります。提出書類の一つの市税完納証明書の写しは、桑名市以外のものでも可能です。
※個人事業者は登録上の本社所在地が市外であっても、主たる事業所、事務所、店舗等が桑名市内であれば申請可能です。

Q 5 桑名市内に事業所がなくても申請できますか？

A 5 桑名市内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。
※法人本社所在地（社長住所兼ねる）や個人代表の住所が桑名市内であっても主たる事業所、事務所、店舗等が市外のみである場合は補助対象になりませんので注意してください。

Q 6 士業法人は対象となりますか？

A 6 監査法人、税理士法人等の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解されて、対象となります。

Q 7 補助金を利用できる業種に制限はありますか？

A 7 業種による制限はありません。

Q 8 創業から間もない企業や、事業を引き継いだばかりの個人事業主でも申請できますか？

A 8 申請はできます。ただし、当補助金はエネルギー価格や原材料費の高騰の影響を軽減するために実施する取組や省力化、作業効率化、生産能力増強や働く人のウエルビーイング促進等に向けた設備導入による生産性向上の取組等を要件としているため、経営向上計画書に省エネルギーへの取組や作業効率化、ウエルビーイング促進による生産性向上の取組や目標数値等をしっかりと記載していただく必要があります。
なお、創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、①開業届（法人は不要）及び、②事業実態が分かる書類（合計残高試算表や直近の売上台帳など）を提出してください。
また、許認可が必要な事業で創業を予定されている方で、営業許可証の取得が申請期日までに間に合わず、直近の売上台帳の提出ができない場合は、事務局もしくは相談員までご相談ください。

Q 9 フリーランスの者ですが申請可能ですか？

A 9 税務申告上の事業所所在地が桑名市内の方は申請できます。

Q 10 申請すれば必ず補助金が交付されますか？

A 10 審査がありますので必ず交付される訳ではありません。

Q 1 1 一度不採択となった場合、再度応募できますか？

A 1 1 同一事業所からの応募は1回のみとなります。

Q 1 2 以前、各種補助金の採択を受けましたが今回の申請はできますか？

A 1 2 申請はできますが、補助事業内容は変更してください。同一内容での申請は対象外となります。申請に必要な添付書類は再度取得し直してください。

【他の制度との併用に関すること】

Q 1 3 本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？

A 1 3 補助対象事業や経費が異なる場合は、併用可能です。
同一事業者が同一内容で、本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度（補助事業や委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。

【対象となる取組に関すること】

Q 1 4 この補助金の対象となるのは、どのような取組ですか？

A 1 4 原油・ガス・電気等のエネルギー価格や原材料費の高騰、急速に進むデジタル化やグリーン化への対応、顧客サービス向上、働く人のウェルビーイング促進等に資する設備投資導入し、付加価値の向上、競争力を維持・強化することで持続的な事業所経営など、桑名市内の中小企業の競争力を維持・強化することで持続的な事業所経営に資する取組みが対象となります。
(不明な場合は補助金事務局にお問い合わせください。)

Q 1 5 「エネルギー価格等高騰、物価高騰対策の影響を緩和」「働きやすい環境整備の実施」の計画内容への盛り込みはどのように考えると良いですか？

A 1 5 申請に際して、経営向上計画書には、「実施する取組がエネルギー価格や原材料等費の高騰の負担軽減が図られること、働きやすい環境整備に資することなど、どのように経営向上につながることを想定しているか」、「課題の解決後は何をめざして事業を運営していくか」などの視点を盛り込んでください。

Q 1 6 エネルギー価格等高騰の影響を緩和、働きやすい環境整備を実施する経営向上の取組みは、具体的にどのような取組ですか？

A 1 6 以下のような取組が該当します。〈例〉

- ① 省エネルギー機器や再生可能エネルギー装置の導入等によるエネルギー費用の負担削減の取組（自社工場等で消費する電力を太陽光発電装置等の導入により補填する場合は補助対象となります。ただし消費電力以上の余剰分を売電する場合は補助対象となりません。）
- ② 省力化・作業効率化・生産能力増強等に向けた設備導入による生産性向上の取組
- ③ DXの推進による業務効率化の取組
- ④ 従業員のモチベーション向上やコミュニケーションの活性化その他働きやすい環境整備に資するウェルビーイング促進の取組
- ⑤ その他エネルギー価格等の高騰に対応するため、企業等が実施する生産性向上の意欲的な経営向上や顧客サービス向上への取組で、桑名商工会議所が適当と認めるもの

【補助対象経費に関すること】

Q17 この補助金の対象となる経費はどのようなものですか？

A17 補助対象経費補助対象経費の区分

| 内容 | 費目 | 補助対象となる経費（例） | 補助対象とならない経費 |
|---------------------------|---------|---|--|
| A 省力化・作業効率化・顧客サービス向上対策 | ①機械装置等費 | <p>・ 機器、設備、備品等の購入費</p> <p>例：省エネルギー機器（エアコン・LED照明機器等）・再生可能エネルギー装置（太陽光発電システム・蓄電池等）・DXによる業務効率化の取組み・生産性向上に資する設備の購入費</p> <p>※自動車等車両は対象外。ただし、調理、または冷蔵・冷凍・保温設備を備えた移動販売専用車両は対象</p> <p>※自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の「機械及び装置」区分に該当するものは対象。（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）</p> <p>※中古品の取得については、以下の ①、②の要件を全て満たす必要があります。なお、修繕費等は購入費に含めることはできません。</p> <p>①購入単価が50万円未満（税抜）であること ②2者以上から見積書を徴取すること</p> | <p>× 消耗品等</p> <p>× 車両の購入費</p> <p>× 売電が可能な再生エネルギー等の導入費用（注1）</p> <p>× パソコン、タブレット（注2）</p> <p>× 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ</p> <p>× 住宅部分との共用を区別できないもの</p> |
| | ②外注費 | <p>・ 上記の取組みのための増改築費等</p> <p>・ 店舗改装費等</p> | <p>× 建物等の増築・増床等を含めた不動産の取得</p> <p>× 建物等の原状復帰を目的とした修復・修繕</p> <p>× 住宅部分との共用を区別できないもの</p> |
| | ③その他 | <p>・ 上記のほか、桑名商工会議所が特に必要と認めた費用</p> | |

注1) 再生可能エネルギー装置等を導入予定の申請者においては、本補助事業で取得する発電設備により電力会社等へ売電を行わない旨の「確約書」（別紙）を申請時に提出すること。

注2) PCについてはDX推進に資する設備と一般的に活用される場合に限り対象。

| 内容 | 費目 | 補助対象となる経費（例） | 補助対象とならない経費 |
|--------------------------|---------|--|---|
| B ウエルビーイング促進・職場環境改善対策 | ①機械装置等費 | <ul style="list-style-type: none"> ・機器、設備、備品等の購入費 例：休憩室・食堂・更衣室・トイレ・手洗い場・シャワー室等の新設・改修費 ※上記の取組みに付随する、10万円以上（税抜き）の備品の購入費も対象とします。 ※中古品の取得については、以下の①、②の要件を全て満たす必要があります。なお、修繕費等は購入費に含めることはできません。 <ul style="list-style-type: none"> ①購入単価が50万円未満（税抜）であること ②2者以上から見積書を徴取すること | <ul style="list-style-type: none"> ×消耗品等 ×車両の購入費 ×住宅部分との共用を区別できないもの |
| | ②外注費 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組みのための増改築費等 | <ul style="list-style-type: none"> ×建物等の増築・増床等を含めた不動産の取得 ×建物等の原状復帰を目的とした修復・修繕 ×住宅部分との共用を区別できないもの |
| | ③その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、桑名商工会議所が特に必要と認めた費用 | |

※令和8年5月15日（月）以降に事前相談実施後、発注・支払した経費を補助対象経費として認めます。
 ※補助事業内容に応じて事前に現地確認をさせていただくことがあります。ただし、交付決定前に事業着手された場合、交付申請内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q18 エネルギー価格や原材料費の高騰の影響とは、具体的にどのようなことをいうのですか？

A18 エネルギー価格等高騰の影響を受け、製造にかかる原価（光熱水費・原材料費）が上昇しているケース、光熱費や燃料費の高騰で店舗維持費、輸送費が上昇しているケース等となります。申請に際して、事業計画にはエネルギー価格等の高騰の影響に対応して、どのように経営向上につなげることを想定しているかなどの視点を盛り込んでいただけますようお願いいたします。

Q19 交付決定前に購入した物品の購入経費は対象となりますか？

A19 原則として、交付決定前に契約・発注及び納品を受けたものについては、補助対象になりません。交付決定日以降に発注し、補助対象期間中に支払が完了した経費が対象となります。ただし、特例として令和8年5月15日（金）公募開始期間以降に事前相談を実施後に発注・支払した経費を補助対象経費として認めます。

Q20 発注する際には、必ず2者以上から見積書を取らないといけませんか？

A20 発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積書を取る必要があります。なお、発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の相手方とした理由を説明した理由書を提出してください。

Q 2 1 自社工場の電気代の一部をまかなう発電設備を導入する場合でも補助対象とならないのですか？

A 2 1 売電ができない再生可能エネルギー装置を導入する場合は、補助対象となります。

Q 2 2 自宅兼店舗において自家用発電設備（蓄電池を含む）を導入し、使用電力量を削減しようとする場合は補助対象となりますか？

A 2 2 自宅と店舗の電力量が明確に分かれており、かつ発電した電力が事業用のみに充てられている場合は補助対象となりますが、発電した電力が自宅と店舗の両方に充てられている場合や、自宅と店舗のどちらかに充てられているか不明確な場合は補助対象となりません。

Q 2 3 汎用機器（パソコン等）の購入費は補助対象となりますか？

A 2 3 パソコンやタブレットPCなどは汎用機器であり、補助対象となりません。

また、消耗品に該当するものも対象外となります。加えて、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付取消・返還の対象となります。

ただし、DX による業務効率化の取組みにおいて、桑名商工会議所が特に必要と認めた場合は対象とします。（不明な場合は補助金事務局にお問い合わせください。）

Q 2 4 ドローン（無人航空機）の購入費は補助対象となりますか？

A 2 4 DX 推進に資する設備と一体的に活用される場合に限り対象となります。（不明な場合は補助金事務局にお問い合わせください。）

Q 2 5 ソフトウェアの購入費は補助対象となりますか？

A 2 5 対象となりません。

Q 2 6 電力会社に電気を販売するための太陽光発電装置は対象となりますか？

A 2 6 売電を目的とした発電装置は本事業の補助対象とはなりません。本補助事業の対象となる発電装置は自己消費用発電を目的としたもののみとなります。

Q 2 7 中古品の購入は対象となりますか？

A 2 7 中古品の購入が補助対象経費として認められる条件は、次のとおりです。

①購入単価が50万円（税抜き）未満のものであること

*単価が50万円（税抜き）以上の中古品を単価50万円（税抜き）未満になるように分割して購入する場合は、その中古品全体が補助対象外となります。

②中古品購入の際には、価格の妥当性を示すため、複数（2社以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は不可）から同等品についての複数者から見積（見積書、価格表等）を取得すること。

*1者からしか見積書を取得できない場合は理由の如何を問わず補助対象外。

*中古品購入の場合は、購入金額に関わらず、すべて、複数見積りが必要です。

*実績報告書の提出時に、これら複数の見積書を必ず添付してください。（理由書の提出による随意契約での購入は、中古品の場合は、補助対象経費として認められません）

③購入した中古品の修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取り組みへの使用ができなかった場合には、補助金の対象にできませんのでご注意ください。

Q 2 8 製造業を営んでいます。本社機能は桑名市にあり、納税も桑名市で行っていますが、工場は桑名市外にあります。

この場合、本補助金を活用して省力化・作業効率化のための設備を工場に設置することはできますか？

A 2 8 本補助金は桑名市内の事業所で実施する事業であることが前提です。

このため、桑名市外に店舗や工場等を設けるための費用や市外の店舗や工場等に機械を設置することについては対象外となります。

- 例：×…法人（桑名市外に本社機能）、桑名市の工場（主たる事業所）への設備設置
○…個人事業主（桑名市外在住）、桑名市の店舗（主たる事業所）への設備設置
×…法人（桑名市内に本社機能）、桑名市外の工場（主たる事業所）への設備設置
個人事業主（桑名市内在住）、桑名市外の店舗（主たる事業所）への設備設置

【事前相談に関すること】

Q 2 9 事前相談をしないで、申請は出来ますか？

- A 2 9 補助金の申請には、必ず事前に桑名商工会議所または、桑名三川商工会への相談が必要になります。社外代理人が相談することはできません。
事前予約が必要です。各相談窓口へ予約をしてください。
予約がない場合はお待ちいただいたり、日を改めさせていただくことがあります。

【補助対象経費の支払いに関すること】

Q 3 0 補助対象経費の支払いはクレジットカード払いでも可能でしょうか？

- A 3 0 クレジットカードによる支払は、当該法人又は個人事業主本人名義によるもので、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。）。
なお、決済は法定通貨でお願いします。
仮想通貨・クーポン・クレジットカード会社等から付与された特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。

Q 3 1 補助金の概算払いはありますか？

- A 3 1 ありません。

【事業の運用に関すること】

Q 3 2 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

- A 3 2 交付決定には審査があります。
受付後、一定期間ごとに審査を行い、採択・不採択を決定し結果を通知します。
採択者には交付決定通知書を送ります。
なお、予算の都合等で決定額が申請希望額より減額される場合があります。審査の結果、不採択となる場合があります。
補助金の支払いは、補助事業終了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます。

Q 3 3 補助金に採択された場合、いつ頃から事業に着手できますか？

- A 3 3 補助事業に着手していただけるのは原則として交付決定後です。
交付決定前に発注した部分に係る経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。
ただし、特例として令和8年5月15日（金）公募開始期間以降に事前相談を実施後に発注・支払した経費を補助対象経費として認めます。

Q 3 4 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？

- A 3 4 止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は認められることがありますのでご相談ください。なお、交付決定額の増額については認められません。

Q 3 5 予算の総額を教えてくださいませんか？

A 3 5 予算額 50,000 千円 です。